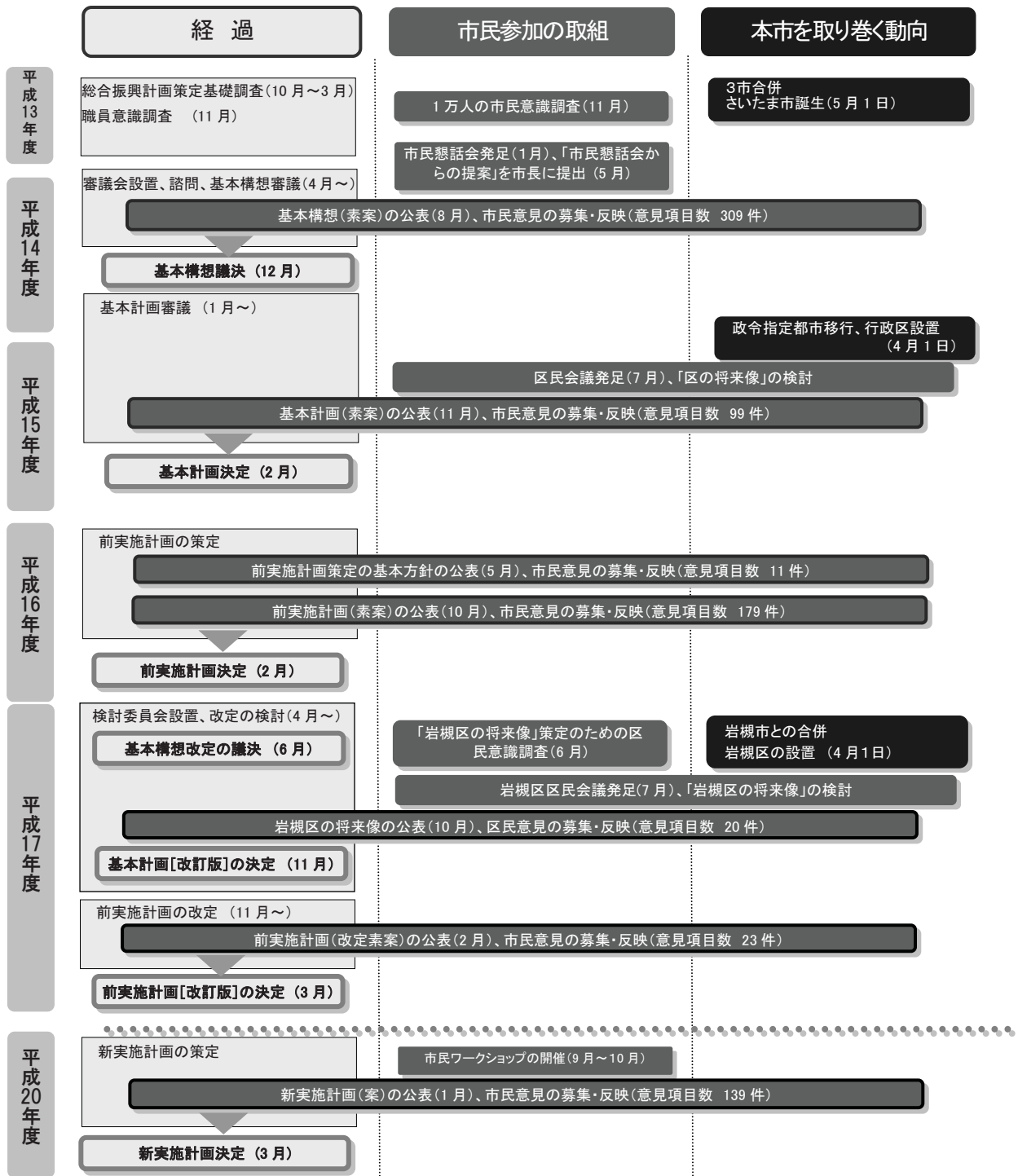
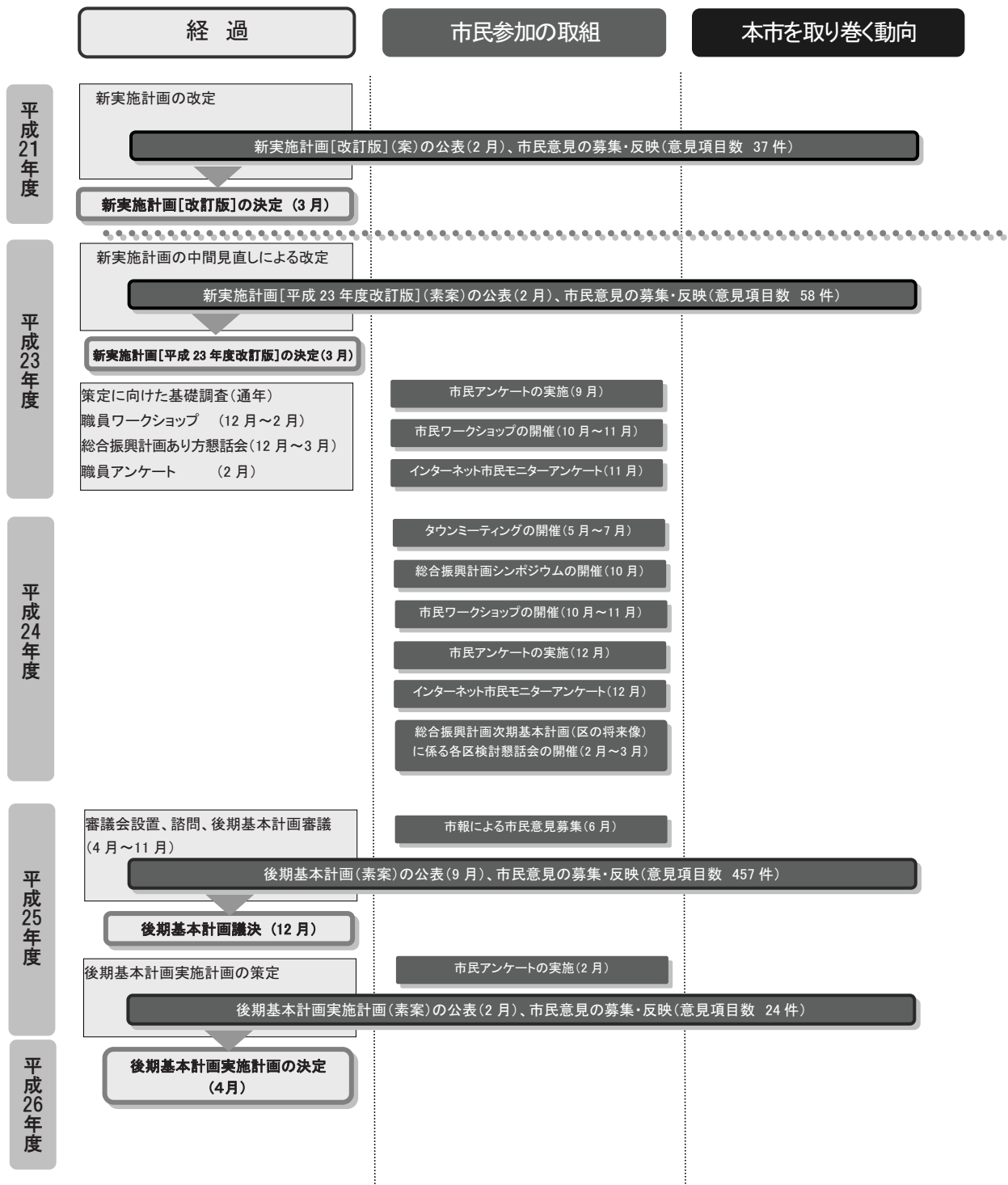


資料編

- 1 総合振興計画策定の流れ
- 2 掲載事業一覧
- 3 さいたま市の計画一覧
- 4 用語解説

1 総合振興計画策定の流れ





2 掲載事業一覧

第1章 環境・アメニティの分野	
第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現	
地球温暖化対策実行計画の推進	p22
エコ・モビリティ推進事業(再掲 p83)	p22
環境教育・学習推進事業	p23
環境コミュニケーション等推進事業	p23
新エネルギー政策推進事業	p23
環境未来都市推進事業(再掲 p90)	p24
第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち(循環型都市)の創造	
ごみ減量・リサイクル事業	p25
産業廃棄物適正処理推進事業	p25
廃棄物適正処理・処分推進事業	p26
第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造	
自然環境・水環境保全事業	p27
自然環境を形成している緑地の保全・整備事業	p27
サクラサク見沼たんぼプロジェクト推進事業	p28
秋葉の森総合公園整備事業(再掲 p73)	p28
高沼用水路整備事業(再掲 p102)	p28
見沼田圃基本計画推進事業	p28
見沼田圃地域の公園整備	p29
環境美化推進事業	p29
都市景観の形成	p29
第2章 健康・福祉の分野	
第1節 子育てしやすい都市の実現	
子育て支援医療費助成事業	p32
妊婦・乳幼児健康診査	p32
不妊治療支援事業	p32
新生児マス・スクリーニング事業	p33
児童虐待防止対策事業	p33
児童養護施設等整備推進事業	p33
子どもの社会参画推進事業(再掲 p94、117)	p33
(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	p33
子育て支援拠点施設整備・運営事業	p34
子育てパパ応援プロジェクト事業(再掲 p61、115)	p34
ひとり親家庭等福祉事業(再掲 p96)	p34
認可保育所整備事業	p34
子ども・子育て支援新制度移行・新設整備推進事業	p35
病児保育事業・障害児保育事業	p35
私立幼稚園預かり保育推進事業	p35
保育コーディネーター事業・保育コンシェルジュ事業	p35
保育・幼児教育の推進	p36
放課後児童健全育成事業	p36
第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現	
介護予防事業	p37
介護予防高齢者住環境改善支援事業(再掲 p111)	p37
シルバーポイント事業	p38
アクティブチケット交付事業	p38
シルバー元気応援ショップ事業	p38
シニアの社会参加促進事業(再掲 p61、96)	p39
公認グラウンド・ゴルフ場整備事業	p39
介護保険関連施設等整備促進事業	p39
認知症高齢者等総合支援事業	p39
介護者支援体制充実事業	p39

支え合いのネットワーク事業(再掲 p119)	p40
24時間訪問介護サービス推進事業	p40
第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現	
障害者の権利の擁護の推進事業	p41
ノーマライゼーション条例推進事業	p41
障害者相談支援体制整備事業	p42
障害者の社会参加推進事業	p42
グループホーム設置促進事業	p42
障害者援護施設整備促進事業(再掲 p96)	p42
障害者就労支援事業(再掲 p97)	p43
特別支援教育推進事業(再掲 p54)	p43
発達障害児(者)支援事業	p44
精神障害者支援事業	p44
第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現	
福祉のまちづくり推進事業(再掲 p70)	p45
交通バリアフリー推進事業(再掲 p81)	p46
生活困窮者自立支援事業(再掲 p95)	p46
生活保護適正化対策事業	p46
健康づくり推進事業	p47
食育推進事業	p47
自殺対策推進事業	p47
ひきこもり対策推進事業(再掲 p59)	p48
地域医療推進事業	p48
新興再興感染症対策事業	p48
市立病院施設整備事業	p48
食の安全確保対策事業	p49
動物愛護推進事業	p49
第3章 教育・文化・スポーツの分野	
第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成	
スクールアシスタント配置事業	p52
「さいたま市小・中一貫教育」の推進	p52
基礎学力・国語力・理数教育の充実	p53
子どものための体力向上サポートプラン	p53
国際教育・交流事業(再掲 p122)	p53
特別支援教育推進事業(再掲 p43)	p54
心のサポート推進事業	p54
市立高等学校「特色ある学校づくり」事業	p55
大学連携コラボレーション事業	p55
教育の情報化推進事業	p55
地域に開かれた学校運営事業(再掲 p118)	p56
「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーン	p56
子ども読書活動推進事業	p56
チャレンジスクール推進事業	p56
学校における食育の推進事業	p57
学校安全推進事業(再掲 p103、109、118)	p57
WHOセーフコミュニティ・セーフスクール認証取得事業(再掲 p109、118)	p57
交通安全教育推進事業(再掲 p108)	p58
過大規模校解消事業	p58
学校施設改修等推進事業(再掲 p104)	p58
子ども・若者育成支援事業	p59
ひきこもり対策推進事業(再掲 p48)	p59

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用	
公民館・図書館施設リフレッシュ事業	p60
図書館整備事業	p60
さいたま市民大学事業	p60
子育てバリエーションプロジェクト事業(再掲 p34、115)	p61
生涯学習人材バンク事業	p61
シニアの社会参加促進事業(再掲 p39、96)	p61
第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現	
総合型地域スポーツクラブ支援事業	p62
学校体育施設開放事業(再掲 p119)	p62
多目的広場整備事業	p62
(仮称)スポーツ施設の整備・運営推進事業	p63
スポーツコミッション事業(再掲 p92)	p63
国際スポーツイベント等の開催支援(再掲 p120)	p63
さいたまシティマラソン事業	p63
サッカーのまちづくり推進事業	p64
第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	
歴史文化資源の保存・継承・活用事業	p65
市史編さん事業	p65
文化芸術都市創造事業	p66
(仮称)文化基金の創設	p66
(仮称)岩槻人形会館整備事業(再掲 p92、121)	p66
盆栽文化振興事業(再掲 p92、121)	p66
第4章 都市基盤・交通の分野	
第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成	
福祉のまちづくり推進事業(再掲 p45)	p70
参加と協働によるまちづくり推進事業	p71
都市計画マスタープラン推進事業	p71
土地区画整理事業(都心・副都心を除く)	p72
長期未着手地区まちづくり推進事業	p72
西大宮駅周辺地区まちづくり推進事業	p72
与野本町駅周辺地区まちづくり推進事業	p73
民有地における緑の創出事業	p73
身近な公園整備事業	p73
秋葉の森総合公園整備事業(再掲 p28)	p73
与野中央公園整備事業	p73
暮らしの道路・スマイルロード整備事業	p74
自転車政策事業(再掲 p107)	p74
自転車通行環境整備事業(再掲 p108)	p74
「じょうほう快適都市」推進事業	p74
地域 ICT 人材育成支援事業	p74
第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成	
大宮駅東口周辺地区まちづくり推進事業	p76
大宮駅西口周辺地区まちづくり推進事業	p77
さいたま新都心周辺地区まちづくり推進事業	p77
浦和駅周辺地区まちづくり推進事業	p77
武蔵浦和駅周辺地区まちづくり推進事業	p78
日進駅周辺地区まちづくり推進事業	p78
浦和美園駅周辺地区まちづくり推進事業	p78
岩槻駅周辺地区まちづくり推進事業	p79
第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築	
地下鉄7号線延伸促進事業	p80
バス対策事業	p80

駅舎橋上化等整備事業	p81
長距離バスターミナル整備推進事業	p81
交通バリアフリー推進事業(再掲 p46)	p81
道路及び街路整備事業	p82
都市計画道路見直し事業	p83
道路環境整備事業(再掲 p108)	p83
総合交通体系の確立	p83
エコ・モビリティ推進事業(再掲 p22)	p83
浦和美園～岩槻地域成長・発展事業	p84
第5章 産業・経済の分野	
第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備	
中小企業等総合支援事業	p86
商業活性化支援事業	p86
農業生産基盤整備推進事業	p87
都市農業担い手育成事業	p87
地産地消事業	p87
市場活性化事業	p87
CSR活動促進事業	p88
第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造	
産学官連携推進による技術革新・新産業創出事業	p89
研究開発型企業認証支援事業	p89
企業活動の国際化推進事業	p90
さいたま医療ものづくり都市構想の推進	p90
環境未来都市推進事業(再掲 p24)	p90
戦略的企業誘致推進事業	p91
さいたま市ブランド推進事業	p91
伝統産業活性化事業	p91
観光資源の充実・整備事業	p91
コンベンション推進事業(再掲 p120)	p92
スポーツコミッション事業(再掲 p63)	p92
(仮称)岩槻人形会館整備事業(再掲 p66、121)	p92
盆栽文化振興事業(再掲 p66、121)	p92
シティセールス推進事業	p93
第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援	
産業人材育成支援事業	p94
子どもの社会参画推進事業(再掲 p33、117)	p94
生活困窮者自立支援事業(再掲 p46)	p95
就職支援体制整備事業	p95
若年者就業支援事業	p95
ひとり親家庭等福祉事業(再掲 p34)	p96
女性就業支援事業	p96
シニアの社会参加促進事業(再掲 p39、61)	p96
障害者援護施設整備促進事業(再掲 p42)	p96
障害者就労支援事業(再掲 p43)	p97
中小企業勤労者福祉事業	p97
第6章 安全・生活基盤の分野	
第1節 災害に強い都市の構築	
防災都市づくり計画推進事業	p100
区域線推進事業(総合地震対策事業)	p100
橋りょう耐震化及び長寿命化修繕事業	p101
さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業	p101
市有建築物保全事業	p101
河川改修事業	p101

高沼用水路整備事業(再掲p28)	p102
流域貯留浸透事業	p102
防災訓練事業	p102
地域防災力強化・育成事業	p103
学校安全推進事業(再掲p57、109、118)	p103
防災体制の充実	p103
帰宅困難者対策事業	p104
学校施設改修等推進事業(再掲p58)	p104
消防力等整備事業	p104
新指令センター・通信指令体制整備事業	p105
火災予防対策推進事業	p105
救急需要対策・応急手当普及啓発事業	p105
第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成	
交通安全施設設置事業	p107
自転車政策事業(再掲p74)	p107
自転車通行環境整備事業(再掲p74)	p108
道路環境整備事業(再掲p83)	p108
交通安全教育推進事業(再掲p58)	p108
防犯対策事業	p108
学校安全推進事業(再掲p57、103、118)	p109
WHOセーフコミュニティ・セーフスクール認証取得事業(再掲p57、118)	p109
消費生活安全推進事業	p109
第3節 安全・安心な生活基盤づくり	
上水道施設整備事業	p110
下水道汚水事業	p110
下水道浸水対策事業	p110
下水道施設老朽化対策事業	p111
市営住宅建替事業	p111
介護予防高齢者住環境改善支援事業(再掲p37)	p111
マンション管理適正化支援事業	p111
第7章 交流・コミュニティの分野	
第1節 人権尊重社会の実現	
人権啓発・人権教育推進事業	p114
男女共同参画推進事業	p114
政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	p115
子育てババ応援プロジェクト事業(再掲p34、61)	p115
DV防止対策及び被害者の自立支援事業	p115
第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化	
自治会支援事業	p117
市民活動等支援事業	p117
子どもの社会参画推進事業(再掲p33、94)	p117
地域に開かれた学校運営事業(再掲p56)	p118
学校安全推進事業(再掲p57、103、109)	p118
WHOセーフコミュニティ・セーフスクール認証取得事業(再掲p57、109)	p118
支え合いのネットワーク事業(再掲p40)	p119
浦和美園駅東口駅前複合公共施設整備事業	p119
学校体育施設開放事業(再掲p62)	p119
第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり	
コンベンション推進事業(再掲p92)	p120
国際スポーツイベント等の開催支援(再掲p63)	p120
盆栽文化振興事業(再掲p66、92)	p121
(仮称)岩槻人形会館整備事業(再掲p66、92)	p121

海外都市交流事業	p121
多文化共生・国際交流事業	p121
国際教育・交流事業(再掲p53)	p122
世界の恒久平和実現への貢献事業	p122

3 さいたま市の計画一覧

平成 26 年 4 月

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市 PR マスタープラン	平成 23～32 年度	平成 22 年度	—	市長公室	広報課
しあわせ倍増プラン 2013	平成 25～28 年度	平成 25 年度	—	都市戦略本部	都市経営戦略部
さいたま市行財政改革推進プラン 2013	平成 25～28 年度	平成 25 年度	—		行財政改革推進部
さいたま市公共施設マネジメント計画	平成 24～62 年度	平成 24 年度	—		行財政改革推進部
さいたま市公共施設マネジメント計画・第 1 次アクションプラン	平成 26～32 年度	平成 25 年度	—		行財政改革推進部
さいたま市 PFI 活用指針	—	平成 14 年度	—		行財政改革推進部
さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針	—	平成 20 年度	—	政策局	企画調整課
第三次さいたま市情報化計画	平成 23～26 年度	平成 22 年度	ICT 維新ビジョン		ICT 政策課
さいたま市情報システム最適化方針	平成 22～26 年度	平成 22 年度	—		ICT 政策課
さいたま市情報化アクションプラン 2011	平成 23～26 年度	平成 22 年度	ICT 維新ビジョン		ICT 政策課
浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン	平成 24～32 年度	平成 24 年度	—		東部地域・鉄道戦略室
人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画	—	平成 13 年度	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	総務局	人権政策推進課
人権教育及び人権啓発推進さいたま市実施計画	平成 26～27 年度	平成 26 年度(予定)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		人権政策推進課
同和問題の早期解決に関する基本方針～同和行政・同和教育の基本的なあり方～	—	平成 20 年度	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		人権政策推進課 人権教育推進室
同和問題の早期解決に関する同和行政・同和教育実施計画	平成 25～29 年度	平成 25 年度	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		人権政策推進課 人権教育推進室
さいたま市定員管理計画	平成 26～28 年度	平成 25 年度	—		人事課
さいたま市特定事業主行動計画「子育ておもいやりプラン」	平成 22～26 年度	平成 22 年度	次世代育成支援対策推進法		人事課
さいたま市人財育成指針	平成 25～32 年度	平成 25 年度	地方公務員法		人材育成課
さいたま市危機管理指針	—	平成 18 年度	—		安心安全課
さいたま市地域防災計画	—	平成 13 年度	災害対策基本法		防災課
さいたま市国民保護計画	—	平成 18 年度	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	安心安全課	

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室	
さいたま市緊急事態等対処計画	—	平成 21 年度	—	総務局	安心安全課	
さいたま市災害に強いまちづくり計画(改訂版)	平成 25～29 年度	平成 24 年度	—		防災課	
さいたま市債権回収対策基本計画	平成 24～26 年度	平成 23 年度	—	財政局	収納対策課	
第 2 次さいたま市防犯のまちづくり推進計画	平成 26～30 年度	平成 25 年度	さいたま市防犯のまちづくり推進条例	市民・スポーツ文化局	交通防犯課	
第 9 次さいたま市交通安全計画	平成 23～27 年度	平成 23 年度	交通安全対策基本法		交通防犯課	
さいたま市第 2 期消費生活基本計画	平成 26～32 年度	平成 26 年度	消費者基本法、さいたま市消費生活条例		消費生活総合センター	
「市民活動の推進」と「市民と行政の協働の促進」に関する指針	—	平成 18 年度	—		市民活動支援室	
第 3 次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	平成 26～30 年度	平成 25 年度	男女共同参画社会基本法、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例		男女共同参画課	
さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画	平成 23～27 年度	平成 22 年度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		男女共同参画課	
さいたま市スポーツ振興まちづくり計画	平成 23～32 年度	平成 23 年度	さいたま市スポーツ振興まちづくり条例		スポーツ振興課	
さいたま市文化芸術都市創造計画	平成 26～32 年度	平成 25 年度	文化芸術振興基本法、さいたま市文化芸術都市創造条例		文化振興課	
さいたま市ヘルスプラン 21 (第 2 次)	平成 25～34 年度	平成 24 年度	健康増進法、健康日本 21		保健福祉局	健康増進課
第 2 次さいたま市食育推進計画	平成 25～29 年度	平成 24 年度	食育基本法、食育推進基本計画			健康増進課
さいたま市自殺対策推進計画	平成 21～28 年度	平成 20 年度	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱	健康増進課		
さいたま市食の安全基本方針	—	平成 16 年度	食品安全基本法	食品安全推進課		
さいたま市第 2 期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕	平成 25～34 年度	平成 25 年度	社会福祉法	福祉総務課		
さいたま市福祉のまちづくり推進指針	平成 17～32 年度	平成 17 年度	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、駐車場法、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	福祉総務課		
さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 24～26 年度	平成 23 年度	老人福祉法、介護保険法	高齢福祉課 介護保険課		
さいたま市障害者総合支援計画	平成 24～26 年度	平成 23 年度	障害者基本法、障害者自立支援法 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	障害福祉課		
「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の推進に関するアクション・プラン	平成 24～26 年度	平成 23 年度	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例	障害福祉課		
さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成 25～29 年度	平成 24 年度	高齢者の医療の確保に関する法律	国民健康保険課		
さいたま市立病院中期経営計画	平成 24～28 年度	平成 23 年度	—	財務課		

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室	
さいたま子ども・青少年希望(ゆめ)プラン(次世代育成支援対策行動計画(後期))	平成 22～26 年度	平成 21 年度	次世代育成支援対策推進法、子ども・子育てビジョン	子ども未来局	子育て企画課	
さいたま市環境基本計画	平成 15～32 年度	平成 15 年度 (平成 22 年度改定)	環境基本法、さいたま市環境基本条例	環境局	環境総務課	
さいたま市環境教育基本方針	—	平成 21 年度	環境基本法、さいたま市環境基本条例、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境総務課	
さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成 25～32 年度	平成 24 年度	地球温暖化対策の推進に関する法律		地球温暖化対策課	
さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	平成 25～32 年度	平成 24 年度	地球温暖化対策の推進に関する法律		地球温暖化対策課	
さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン ～新エネルギー政策～	平成 25～32 年度	平成 24 年度	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、地球温暖化対策の推進に関する法律		地球温暖化対策課	
さいたま市水環境プラン(改訂版)	平成 17～32 年度	平成 17 年度 (平成 23 年度改定)	環境基本法、さいたま市環境基本計画、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境対策課	
さいたま市交通環境プラン	平成 16～32 年度	平成 16 年度	環境基本法、さいたま市環境基本計画、さいたま市生活環境の保全に関する条例など		環境対策課	
第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画	平成 24～33 年度	平成 23 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		資源循環政策課	
さいたま市産業廃棄物処理指導計画	平成 18～32 年度	平成 17 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		産業廃棄物指導課	
さいたま市産業振興ビジョン	平成 16～32 年度	平成 15 年度 (平成 25 年度改定)	中小企業基本法、中小企業支援法、など		経済局	経済政策課
さいたま市雇用対策推進計画	平成 26～32 年度	平成 25 年度	—	労働政策課		
さいたま医療ものづくり都市構想	平成 24～33 年度	平成 23 年度	—	産業展開推進課		
さいたま市農業振興ビジョン	平成 16～32 年度	平成 16 年度 (平成 25 年度改定)	食料・農業・農村基本計画、さいたま市都市農業の振興に関する条例	農業政策課		
さいたま市農業振興地域整備計画	平成 19～29 年度	平成 19 年度	農業振興地域の整備に関する法律	農業環境整備課		
さいたま市田園環境整備マスタープラン	平成 19～32 年度	平成 18 年度	土地改良法	農業環境整備課		
さいたま市森林整備計画	平成 25～34 年度	平成 24 年度	森林法	農業環境整備課		
さいたま市観光振興ビジョン	平成 19～32 年度	平成 18 年度 (平成 25 年度改定)	観光立国推進基本法	観光政策課		
さいたま市スポーツコミッション基本計画	—	平成 22 年度	—	観光政策課		
さいたま市国際化推進基本計画	平成 26～32 年度	平成 25 年度	—	国際課		
さいたま市国際化推進基本計画アクションプラン	平成 26～32 年度	平成 26 年度 (予定)	—	国際課		
さいたま市都市計画マスタープラン	平成 17～42 年度	平成 17 年度 (平成 26 年度改定)	都市計画法	都市局		都市計画課
さいたま市都市景観形成基本計画	—	平成 19 年度	—			都市計画課
さいたま市景観計画	—	平成 22 年度	景観法		都市計画課	

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等	担当局	担当課室
さいたま市道路網計画	平成 24～42 年度	平成 24 年度	—	都市局	都市計画課
さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画	平成 16～32 年度	平成 16 年度	—		交通政策課
さいたま市公共交通ネットワーク基本計画	平成 18～32 年度	平成 18 年度	—		交通政策課
さいたま市都市交通戦略	平成 23～32 年度	平成 22 年度	—		交通政策課
さいたま市バリアフリー基本構想	—	平成 25 年度	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		交通政策課
さいたま市自転車ネットワーク整備計画	平成 26～35 年度	平成 26 年度	—		自転車まちづくり推進課 道路環境課
さいたま市緑の基本計画	平成 16～32 年度	平成 16 年度	都市緑地法		みどり推進課
さいたま市緑の基本計画アクションプラン	平成 22～26 年度	平成 21 年度	—		みどり推進課
さいたま市見沼田圃基本計画	—	平成 22 年度	—		見沼田圃政策推進室
さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン	平成 24～28 年度	平成 23 年度	—		見沼田圃政策推進室
岩槻まちづくりマスタープラン	平成 24～32 年度	平成 24 年度	—		まちづくり総務課
岩槻まちづくりアクションプラン(第 1 期)	平成 26～29 年度	平成 25 年度	—		まちづくり総務課
さいたま新都心将来ビジョン	—	平成 25 年度	—		計画管理課
大宮駅周辺地域戦略ビジョン	—	平成 21 年度	—		大宮駅東口まちづくり事務所
道路特定事業計画	—	平成 17 年度	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		建設局
無電柱化推進計画	平成 26～30 年度	平成 25 年度	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路環境課	
さいたま市道路整備計画(第 2 期)	平成 26～30 年度	平成 26 年度	—	道路計画課	
さいたま市総合雨水流出抑制対策指針	—	平成 14 年度	—	河川課	
さいたま市建築物耐震改修促進計画	平成 20～27 年度	平成 19 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律	建築総務課	
さいたま市住生活基本計画	平成 26～35 年度	平成 25 年度	住生活基本法、住生活基本計画(全国計画)	住宅課	
さいたま市市営住宅等長寿命化計画	平成 23～32 年度	平成 22 年度	—	住宅課	
市有建築物保全計画	平成 22～29 年度	平成 22 年度	—	保全管理課	
市有建築物耐震化実施計画	平成 19～27 年度	平成 19 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律	保全管理課	
さいたま市下水道事業中期経営計画	平成 24～28 年度	平成 23 年度	「地方公営企業の経営の総点検について」(平成 16 年 4 月 13 日付総務省自治財政局公営企業課長通知)	下水道財務課	

計画	計画期間	策定年度	根拠法令等		担当課室
希望つなぐ下水道プラン(さいたま市下水道長期計画)	平成 19～32 年度	平成 19 年度	下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法など	建設局	下水道計画課
さいたま市下水道事業実施計画	平成 26～29 年度	平成 25 年度	下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法など		下水道計画課
さいたま市消防力整備計画	平成 23～32 年度	平成 23 年度	消防組織法、消防法、消防力の整備指針など	消防局	消防企画課
さいたま市消防団充実強化計画	平成 25～37 年度	平成 24 年度	消防組織法		消防総務課
さいたま市水道事業長期構想	平成 16～32 年度	平成 16 年度	水道ビジョン	水道局	経営企画課
さいたま市水道事業中期経営計画	平成 23～27 年度	平成 22 年度	—		経営企画課
さいたま市教育総合ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度	—	教育委員会	教育総務課
さいたま市学校教育ビジョン	平成 20～30 年度	平成 19 年度	—		教育総務課
さいたま市幼児教育ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度	—		教育総務課
さいたま市青少年教育ビジョン	平成 21～30 年度	平成 20 年度	—		教育総務課
学びの向上さいたまプラン	—	平成 17 年度	—		指導 1 課
子どものための体力向上サポートプラン	—	平成 19 年度	—		指導 1 課
さいたま市生徒指導総合計画(子ども輝きプラン)	平成 26～30 年度	平成 25 年度	—		指導 2 課
第 2 次さいたま市特別支援教育推進計画	平成 26～30 年度	平成 25 年度	教育基本法、発達障害者支援法		指導 2 課
市立高等学校「特色ある学校づくり」計画	平成 25 年度～	平成 24 年度	—		高校教育課
第 2 次さいたま市生涯学習推進計画	平成 26～32 年度	平成 25 年度	—		生涯学習振興課
さいたま市子ども読書活動推進計画(改訂版)	平成 23～27 年度	平成 23 年度	子どもの読書活動の推進に関する法律		資料サービス課

4 用語解説

用語	解説
----	----

アルファベット

BMI	Body Mass Index の略で、「体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)」で算出される体格指数のことで、肥満の判定に用いられ、18.5 未満は「やせ」、18.5～25 未満は「普通」、25 以上は「肥満」と判定する。
CSR	Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任のこと。顧客、取引先、株主、従業員などの利害関係者や地域社会との関係性を考慮しながら果たすべき社会的責任。企業経営全般に関わるため、本市では「企業経営そのもの」と説明している。
DV	ドメスティック・バイオレンスを参照。
E-KIZUNA Project	持続可能な低炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政等の連携により、①充電セーフティネットの構築（安心感）、②需要創出とインセンティブの付与（満足感）、③地域密着型の啓発活動（親近感）を基本方針に、電気自動車普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクト。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。IT（Information Technology（情報技術））に「Communication」を加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。国際的には IT よりも一般的。
LED	Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードを利用した照明のことを言う。従来の蛍光灯に比べ、寿命が長く、消費電力が少ない等特徴がある。
LRT	Light Rail Transit（軽量軌道交通機関）の略。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム。
NGO	Non-Governmental Organization の略で、国際協力に携わる「非政府組織」等と訳されている。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非政府・非営利の組織。
NPO	Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」等と訳されている。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

あ

アメニティ	快適性や心地よさを表す言葉。ここでは、快適な環境のことを指し、生活する場所が安全・健康的・便利・快適な状況をいう。
イノベーション	モノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
雨水貯留浸透施設	雨水などを地中に浸透、もしくは貯留する施設。雨水浸透枳、透水性舗装、貯留管などがある。
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。
エネルギーセキュリティ	災害時等に必要なエネルギーを供給することのできるエネルギーシステムを確保すること。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体。二酸化炭素・メタン・フロン類などがある。

か

かかりつけ医	患者の病歴などを把握したうえで、日常的な診療や健康管理を行ってくれる身近な医師。
過大規模校	通常の学級数が31以上の小・中学校を過大規模校としている。
環境教育	持続可能な社会の実現を目的として行われる環境の保全と創造に関する教育。さいたま市環境教育基本方針に基づき、学校等における幼児・児童・生徒を対象とした教育や、市民が自主的に学ぶ行動など、環境の保全と創造に関するすべての教育と学習を指して環境教育と表現している。
環境コミュニケーション	環境問題に係る多様な利害関係者間での情報共有や対話を図ることで、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。環境省は「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと」と定義している。
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。
既成市街地	現在、既に人家や商店等が連担して、市街地を形成している区域。
規制誘導手法	個々の建築行為を一定のルールを積み重ねていくことにより、まちを望ましい方向へと変えていこうとする手法。
キャリア教育	個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育。
緊急輸送道路	大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための路線。
グループホーム	障害者や認知症をもつ高齢者が暮らす家庭的な規模の共同住宅。個人の自由と生活空間に配慮された住宅構造と介助者ケアを包括する。親元か収容施設しか選択できなかった高齢者や障害者などの居住選択権を広げ、在宅独立生活へ移行する前の中間的ケア機能も担う。
景観誘導	景観計画区域を定めて、公共施設の他、建築物・工作物の形態・意匠、色彩等について基準を定め、届出制度により良好な景観を誘導するもの。
経済のグローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、貿易や海外への投資が増大することにより世界における経済的な結びつきが深まること。
刑法犯認知件数	「刑法」に規定された犯罪（交通事故によるものを除く。）で、警察において被害届、告訴、告発等を受理した件数。
ゲートキーパー	地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気づき、声をかけ、話を聞くなど適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。
健康寿命	65歳に達した人が健康で自立した生活を送る期間（要介護2になるまで）。
広域幹線道路	都市の骨格となる首都圏都市間の交通の効率化を図るための道路。
公共用水域	水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。

高次都市機能	日常生活を営む圏域を超えた、広域的な地域を対象とした商業や業務、文化、交流、教育などの質の高い都市的なサービスを提供する機能。
コミュニティサイクル	自転車利用の促進や放置自転車対策のため、鉄道駅、市街地中心部や公共施設などで通勤・通学や買物など、不特定多数の利用者を対象として自転車を貸し出す仕組み。
コミュニティバス	地域住民の利便性向上などのため一定地域内を運行するバスで、自治体の関与のもと、交通不便地域の解消並びに公共施設、病院、駅、商店街など市民生活に密着した施設への移動手手段の確保を主な目的としている。路線バス網の補完的な役割を担うもの。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。ビジネスから生じた利益は地域社会に還元されることが特徴になっている。
コンベンション	大会、会議、展示会、見本市などの総称。

さ

災害時要援護者	高齢者、障害者、乳幼児等の災害時において特に配慮を要する者。（平成26年の災害対策基本法の改正により「要配慮者」と定義。）なお、災害時要援護者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する者を避難行動要支援者という。
再生可能エネルギー	石油、石炭、天然ガス、ウラン等の有限な埋蔵資源によらず、太陽光、太陽熱、風力、地熱、潮力、波力、バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギー。
さいたま市産業創造財団	市が設立した中小企業支援センターで、市内の中小企業や創業を志す方のために、相談への対応、専門家によるアドバイス、融資の斡旋、中小企業の従業員向け福利厚生サービスの運営などを行っている。
産学官連携	技術開発や製品開発などにおいて、産業界（産）、大学・研究機関（学）、国・県・市（官）が連携して取り組むこと。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定める20種類の廃棄物。
市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の一つで、「既に市街地を形成している区域または概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
市街地再開発事業	不足している道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する事業。
次世代自動車	さいたま市では、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車を指す。
次世代自動車・スマートエネルギー特区	さいたま市が目指す「暮らしやすく、活力のある都市として、継続的に成長する『環境未来都市』」の実現に向け、国に対して必要な規制緩和や財政支援等を求めた特区の名称。「ハイパーエネルギーステーションの普及」、「スマートホーム・コミュニティの普及」、「低炭素型パーソナルモビリティの普及」の3つの重点プロジェクトを推進するもの。
シティセールス	地域の魅力を新たに作りながら、それらの魅力を市内外に情報発信することによって、市内では、市民に対して市への愛着や誇りを醸成しつつ、地域資源の消費を促し、市外からは、人・カネ・企業などの資源を地域に取り込み、結果として、地域の力を高める一連の活動。

姉妹・友好都市	本市では、（一財）自治体国際化協会の取扱いに合わせ、 （１）両首長による提携書があること （２）交流分野が特定のものに限られていないこと （３）議会の承認を得ていること 以上の要件すべてに該当する都市を「姉妹・友好都市」としている。
市民大学	市民の方々の高度で専門的かつ多様な学習要求にこたえるとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くための連続型の市民講座事業。
社会資本	道路、港湾、上下水道、公営住宅、病院、学校など産業や生活の基盤。
循環型都市	大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ都市。
消防緊急情報システム	消防指令管制システム及び消防支援情報システムにより構成され、通信回線等により情報を発信し、若しくは受信し、又は情報処理を行うことにより消防事務を処理するための総合的な体系をいう。
シルバーバンク	市内に居住する60歳以上の人で、地域の中で様々な活動を通して活躍することを希望する個人や団体を対象とした、「シニアパワー人材バンク」「シニアボランティアバンク」「シニア指導者人材バンク」「企業等OB人材バンク」の、四つの人材バンクから構成され、専任のコーディネーターによる、人材と人材を求める活動の場とのコーディネートを行う。
新生児マス・スクリーニング検査	先天性代謝異常等検査のことで、アミノ酸代謝異常症、有機酸代謝異常症、脂肪酸代謝異常症、ガラクトース血症、先天性甲状腺機能低下症、先天性副腎過形成症などの先天性の病気を早期に発見して、治療につなげるための検査。
スポーツコミッション	スポーツを重要産業ととらえ、スポーツに特化して都市マーケティングを担う専門組織。
スマートコミュニティ	家庭やビル、交通システム等をITネットワークでつなげることで、再生可能エネルギー等の導入とエネルギー消費の抑制を図り、地域全体でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。
スマートホーム・コミュニティ	スマートホーム（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）や太陽光発電システム、蓄電池などを備えた次世代住宅）が複数戸集まったコミュニティ。さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」では、スマートホーム100戸程度のコミュニティを構築する案を提示している。コミュニティ内では独自の電力網を形成し、エネルギーの一元管理を行う。また、各世帯では太陽光発電の導入や、燃料電池の導入、電気自動車の導入を行う。
生活道路	児童生徒の通学、日用品の買物、近隣との往来、公共施設への出入など市民の日常生活に使用する道路。生活関連道路の略。

た

待機児童	認可保育所及び公設放課後児童クラブ入所待ち児童。
第8回世界盆栽大会	世界盆栽大会は4年に1度、世界中から盆栽の愛好家らが集まり、作品の展示や盆栽の剪定技術を披露する催しで、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会が本市で開催される。世界盆栽大会が国内で開催されるのは、平成元（1989）年に旧大宮市で実施された第1回大会以来、28年ぶりとなる。

多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会。
タンデムマス法	新生児マス・スクリーニング検査の新しい検査法の1つ。従来の検査法に加えて、本法の実施により、検査対象疾病を19疾病に拡大することができる。
地域コミュニティ	いま暮らしている地域をより良くしようと、多様な主体がそれぞれの役割分担のもと相互連携を図りながら、地域社会の課題解決に向けた取組やまちづくり活動等に自主的に展開している共同体。
地域包括ケアシステム	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、介護のサービス基盤を整備していくと同時に、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制。
地域包括支援センター	地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職員が配置され、地域支援事業のうちの包括的支援事業、すなわち、 ① 介護予防事業のマネジメント ② 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援 ③ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業 ④ 支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援 の4つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるもの。(介護保険法第115条の40)
地下鉄7号線	目黒～赤羽岩淵～浦和美園(35.9km)からなる東京メトロ南北線と埼玉高速鉄道線(SR)の総称。
地区社会福祉協議会	地区社協は、住民にとって最も身近な社協として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。地区の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動(事業)を展開していく住民が主役となった福祉のまちづくりの推進役といえる。現在、さいたま市内に47地区の地区社協が設置されている。
地産地消	市内で生産された農産物等を市内で消費すること。
低炭素型パーソナルモビリティ	二人乗りの超小型電動車両。小型で扱いやすく、子育て世代や高齢者などの負担の軽減や社会参加を可能にする。EV原動機付自転車などが挙げられる。
デュアルシステム	企業と教育機関が連携し、「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより、若年者等を職業人に育てる新しい教育システム。教育機関での基礎訓練と企業での実務訓練を同時並行的に行い、実践的職業能力の養成を目指す。
同和問題	同和地区(被差別部落)に生まれたということだけで、日常生活や就職・結婚などの際に不当な差別を受けるなど、誰にでも保障されている基本的人権が侵害されているという社会問題。
特定健康診査	内臓脂肪型肥満に着目した、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診のこと。
特定保健指導	特定健康診査の結果にもとづき、生活習慣病の危険因子の数に応じて、個々の生活習慣の改善に主眼をおいた保健指導。生活習慣病の危険因子の数に応じて、「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」に分類される。

特別栽培農産物	農林水産省のガイドラインに基づき節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）を慣行の5割以下に減らして栽培され、県が認証した農産物。
都市活動	都市において行われる、市民生活、商業活動、生産活動などを総称した、様々な活動。
都市機能	都市的な活動を支えるために必要な機能の総称。主な都市機能として、居住機能、商業機能、業務機能、産業機能、レクリエーション機能等があげられる。
都市基盤	学校、病院、道路、港湾、工業用地、公営住宅、橋りょう、鉄道路線、バス路線、上水道、下水道、電気、ガス、電話など市民の福祉の向上と経済の発展に必要な施設。
都市計画道路	都市計画法に基づき一定の手続によって決定する道路。都市計画で決定することにより将来の計画を対外的に示すとともに、土地利用の制限等により事業の困難化を防止する。
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国または地方公共団体が設置する公園。
都市農業	大消費地に位置するという利点を生かしつつ、市民に新鮮で安全かつ良質な農産物等を供給し、及び農業の有する多面的機能を備えた市の全域で営まれる農業。
土地区画整理事業	区域内の土地所有者が土地を提供（減歩）し合って、道路・公園などの公共施設を整備するとともに宅地の区画を整え（換地）利用価値を高め、健全な市街地とする事業。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）ものから受ける暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

な

認知症サポーター	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティア。日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、適切な対応をすることが、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになる。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営感覚に優れた農業経営を目指す担い手として市町村が認定した農業者。認定農業者には、育成のための支援措置が講じられる。
ノーマライゼーション	障害のある人の住居、教育、労働、余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすることで、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す理念。現在では、障害者福祉に限らず、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念となっている。
ノンステップバス	床面の高さが低く、乗降口のステップをなくし、車いすなどでもそのまま乗り降りができるバス。

は

ハイパーエネルギーステーション	多様なエネルギーを供給でき、電気自動車用急速充電器も備えた、災害時も燃料を供給することができる施設。さいたま市「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の活用により設置の促進を図るもの。
バリアフリー	障害者や高齢者など、ハンディキャップを負っている人々の行動を拒む制度的、物的、心理的な障壁をなくすこと。バスや鉄道の車両、歩道等において、段差、階段、出入口、通路などの配慮をはじめ、ハンディキャップを負っていない人の理解や協力も対象となる。

ハローワーク	公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく国民の安定した雇用機会を確保することを目的とした施設。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてよい）。
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動を行い、または文化芸術を享受することにより、市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市。

ま

メディアリテラシー	情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性を理解し、適切な手段で伝達、あるいは、情報を取捨選択したり活用したりする能力。
-----------	--

や

ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者をはじめ、すべての人ができるかぎり利用しやすいように、製品、建物や都市をデザインすることであり、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方。
要介護	身体または精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であると認定され、介護の必要度により要介護1～5に区分され、区分に応じた介護保険サービスが提供される。
要支援	身体または精神の障害のため、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作が6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のため支援が必要と見込まれる状態であると認定され、支援の必要度により要支援1・2に区分され、区分に応じた介護保険サービスが提供される。

ら

ライフスタイル	衣食住のあり方だけでなく、生活の様式や個人の生き方全般。
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって、次の段階の生活環境や“生き方”は大きく変容し、場合によっては、環境に適応するために生活スタイルや考え方、仕事の仕方等、様々なものを変化させる必要が出てくる。
ライフライン	電気やガスなどエネルギー施設、水供給施設、交通施設、電話やインターネット等の情報施設など、生活に必要な公共インフラ設備。
ロードサポート	ボランティアで道路の清掃美化活動を行う住民団体等を募集し、住民と行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上及び地域コミュニティの活性化を図る制度。

わ

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活（家事・育児・介護・地域活動・趣味など）の両立を実現すること。市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
--------------	--

さいたま市総合振興計画

後期基本計画実施計画

発行日	平成26年6月
企画・編集	さいたま市 政策局 政策企画部 企画調整課 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 TEL 048-829-1111(代表) URL http://www.city.saitama.jp/

頒布価格 350 円